

**保険
医療**

重度心身障害者と
母子家庭の医療費助成
制度について

**重度心身障害者・母子家庭医療
受給者の方へ**

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(水)までです。7月1日(木)からの新しい受給者証と交換するため、更新の手続が必要です。該当者には封書で通知しますので、手続をしてください。

なお、母子家庭医療費助成制度の対象者で、20歳未満の児童に社会保険ができていない場合や、町外に転出している場合(学生は除く)は、受給資格がありません。早急に手続をしてください。

制度の案内

母子家庭医療費助成制度

目的

母子家庭に対して医療費の一部を助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図ります。

対象者

①母子家庭の母と児童

② 準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹
③ 父母のない児童
ただし児童とは、20歳に満たない者となりますが、就学している者は対象となります。(必ず在学証明書の原本が必要)

対象除外

① 家庭主(父母のない児童を扶養する者を含む。)の前年(1~6月申請分については、前々年)所得が一定を越え、所得税が課税されている家庭
② 生活保護を受けている家庭

**重度心身障害者
医療費助成制度**

目的

重度心身障害者に対して医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

対象者

① 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
② 療育手帳(程度による)をお持ちの方

※右の条件に該当し、助成を希望される方は、お問い合わせください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係
☎985-4107

福祉

**児童手当該当者は
申請を!**

**児童手当のついで
支給対象**

児童手当は、小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している方に支給されます。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

受給資格のある方で、まだ申請をしていない方は、必ず申請しましょう。(出生・転入の場合は、15日以内に申請を)

児童手当の額

第1子 5千円(月額)
第2子 5千円(月額)
第3子以降 1万円(月額)
児童手当は、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

申請に必要なもの

○印鑑

○振込口座(郵便局以外)

○厚生年金加入者は、保険証の写し、または年金加入証明書
○平成16年1月1日に松前町に住所がなかった方は、前住所地の所得証明書(市町村長が発行する平成16年度のもの。)

申請場所

役場福祉課児童福祉係
※公務員の方は、勤務先で申請してください。

**児童手当
こんな時には届け出を!**

○児童が増えたとき

出生などの事由により支給対象となる児童が増えたときには、「児童手当額改定請求書」を提出してください。

○他の市町村に住所が変わるとき

児童手当の受給資格が消滅するため、役場に「児童手当受給事由消滅届」を、新住所地に「児童手当認定請求書」を提出してください。

○特例給付の受給者が退職したとき

サラリーマンなどで、会社をやめた場合には、所得制限

により特例給付が受けられなくなり、「児童手当受給事由消滅届」を提出してください。

提出先

役場福祉課児童福祉係

**児童手当現況届の
提出を!**

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

該当者には6月初めにお知らせします。

※児童手当受給者の方へ
6月の支給は、従来どおり児童小学校入学前までの方に支給されます。

(小学校1~3年生までの児童手当は、法改正後支給されません。)

問い合わせ

役場福祉課児童福祉係
☎985-4114